

## 【EU】天然ガスの安定供給確保に関する規則

海外立法情報課 島村 智子

\* 2017年10月、域内における天然ガスの安定供給確保を目的として、加盟国間の協力強化、供給契約情報の共有拡大などを定める規則が制定された。

### 1 背景・経緯

EUは、①エネルギー安全保障、②エネルギー市場の統合、③省エネルギー化、④低炭素経済の実現、⑤再生可能エネルギー等に関する研究・開発の5分野に、加盟国全体で総合的に取り組むエネルギー同盟（Energy Union）の構築を戦略目標として掲げている。欧州委員会は2016年2月、①のエネルギー安全保障に関し、2つの法令案を含むエネルギー安全保障パッケージを公表した<sup>1</sup>。このうち、加盟国と域外第三国との政府間エネルギー協定に関する情報共有について規定する決定が、2017年4月に制定された（本誌271-2号（2017年5月）pp.8-9参照）。

その後、もう1つの法令である、天然ガス（以下「ガス」）の安定供給確保のための措置に関する規則（以下「新規則」）<sup>2</sup>が、2017年10月25日に制定され、同年10月28日に公布、11月1日に施行された。新規則は、2006年及び2009年に欧州で発生したガスの供給危機を受け制定された2010年の規則（Regulation (EU) No 994/2010）（以下「旧規則」）に代わるものである。EUでは、域内のガス需要の約65%を輸入に依存しており、ロシア、ノルウェー及びアルジェリアが主な供給国となっている。新規則の制定においては、加盟国間の連携強化、供給契約情報の共有の拡大などによって、様々な要因による将来の供給途絶の事態に備えることが目指されている。

新規則の実施に向けて、欧州委員会は、以下2(1)～(5)の各項目について、加盟国及び欧州委員会が実施する作業とそのスケジュールをまとめた工程表を10月30日に公表した<sup>3</sup>。

### 2 新規則の概要

新規則は、全22か条及び附表から成る。以下、旧規則からの改正点を中心に概要を紹介する。

#### (1) ENTSOGによるシミュレーションの実施

新規則には、各国のガス輸送事業者間の協調を図るための機関であるENTSOG（European Network of Transmission System Operators for Gas）が、リスク評価を目的として、EU域内でガスの供給途絶が発生した場合のシミュレーションを少なくとも4年ごとに実施することが規

\* 本稿におけるインターネット情報は2018年1月12日現在である。

<sup>1</sup> “Towards Energy Union: The Commission presents sustainable energy security package,” 2016.2.16. European Commission website <[http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-16-307\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-16-307_en.htm)>

<sup>2</sup> Regulation (EU) 2017/1938 of the European Parliament and of the Council of 25 October 2017 concerning measures to safeguard the security of gas supply and repealing Regulation (EU) No 994/2010, OJ L280, 2017.10.28, pp.1-56. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32017R1938>>

<sup>3</sup> European Commission, “Implementation roadmap—Regulation (EU) 2017/1938.” <[https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/20170914\\_roadmap\\_implementation\\_web.pdf](https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/20170914_roadmap_implementation_web.pdf)>

定された（第7条第1項）。この規定に基づく最初の報告書が、2017年11月に公表された<sup>4</sup>。

## （2）地域別リスクグループ内での加盟国間協力の強化

新規則では、各国のガスの供給源及び供給ルートに基づき、①東方、②北海、③北アフリカ、④東南の4分類の下に13の地域別リスクグループが定められた（第3条第7項）。これは、旧規則で例示されていた2～5か国ごとの地域協力の枠組みが再編されたものである。各国は、1以上のリスクグループに属し、各リスクグループ内で、自然災害、技術的要因、商業的要因、政治的要因等によるガス供給上のリスクに関し、共同評価を行う義務が規定されている（第7条）。さらに、共同リスク評価の結果を踏まえ、各加盟国において、リスクの削減・緩和措置を記載した予防行動計画と、ガス供給途絶の際に取られる措置を記載した緊急時計画を策定する（第8条～第10条）。両計画には、所属するリスクグループ内の全ての国が共同で作成する章（regional chapter）を含めなければならないとし、その章には、ENTSOGによるシミュレーションや共同リスク評価に基づく措置など、国境を越える措置についても記載する。旧規則でも、各国レベルで予防行動計画及び緊急時計画を策定する義務が規定されていたが、複数国間のものについては、合意に基づき任意で策定することとされていた。

## （3）連帯措置の導入

新規則では新たに、記録的な寒波等による需要急増や供給途絶等によるガスの深刻な不足時に、最終手段として、加盟国間で行われる相互支援について規定された（第13条）。このような連帯措置の実施には、支援を求める加盟国が、市場ベースでの措置や緊急時計画に定めた措置を全て尽くしたこと、届けられたガスの代金や全ての関連費用を補償金として速やかに支払うことなどの条件が設けられている。支援を求める加盟国とガス輸送網を接続している近隣加盟国は、可能な限り必要な措置を行わなければならない。連帯措置の規定は、2018年12月1日から適用されることとなっている。

## （4）透明性の改善

ガスの安定供給確保に向けた状況を各国及び欧州委員会が評価するため、新規則では、国境を越えるガスの調達のために締結された供給契約のうち、1年間以上の長期のものについて、ガス事業者が、関係する加盟国の管轄官庁に通知する義務が規定された（第14条第6項）。通知の対象となる契約は、同一の供給元（関連会社を含む。）から、合計して当該加盟国の年間ガス消費の28%以上が供給される場合である。通知内容は、契約期間、年間の供給量、供給危機発生時の1日当たりの最大供給量、納入場所、1日当たり及び1か月当たりの最小供給量、供給停止条件などである。

## （5）パイプライン設備要件の厳格化

新規則には、ガスの輸送事業者が、加盟国間の相互接続点において、双方向の輸送が可能な設備を設置するよう規定されている（第5条）。通常、輸送は供給国から輸入国に向けた一方向であるが、逆方向への輸送を可能としておくことで、緊急時に周辺国に供給することを可能とするためである。関係各国及び欧州委員会と協議の上、認められた場合には双方向輸送設備の設置義務が免除されるが、新規則では、除外申請があった場合、双方向輸送設備によって将来利益を受ける可能性がある関係各国の意見を考慮に入れる義務が新たに定められた。

<sup>4</sup> ENTSOG, “Union-wide simulation of gas supply and infrastructure disruption scenarios (SoS simulation),” 2017.11.  
<[https://www.entsog.eu/public/uploads/files/publications/sos/ENTSOG%20Union%20wide%20SoS%20simulation%20report\\_INV0262-171121.pdf](https://www.entsog.eu/public/uploads/files/publications/sos/ENTSOG%20Union%20wide%20SoS%20simulation%20report_INV0262-171121.pdf)>